

平成30年第2回

甲佐町議会11月臨時会会議録

平成30年11月19日

熊本県甲佐町議会

平成30年第2回甲佐町議会（臨時会）目次

○11月19日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について	4
日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について	9
日程第6 議案第50号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）	11
閉会	18

1 1 月 1 9 日 (月曜日)

平成30年第2回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成30年11月19日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 11月19日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 11月19日 午前10時59分 議長宣告

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 奥村伸二	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 古閑敦	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	

1. 開会 11月19日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 中村幸男 1番 山内亮一

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第50号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成30年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番、中村幸男議員、1番、山内亮一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

議案第48号、工事請負契約の締結について、議案第49号、工事請負契約の締結について、議案第50号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）、以上3件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、大変ご多用の中にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ご提案をいたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案をいたしております案件は、工事請負契約の締結案件2件と補正予算案件1件の合計3件でございます。

それでは、議案第48号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本件は、安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア人口芝整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会のご

議決をお願いするものでございます。

次に、議案第49号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本件は、安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア付帯施設工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会のご議決をお願いするものでございます。

次に、議案第50号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,134万9,000円といたしております。

補正の主な内容について、まずは歳出からご説明申し上げます。

総務費では、徴税費に家屋評価業務委託料として500万円を、商工費では商工費にやな場厨房修繕に係る委託料及び工事請負費といたしまして、336万円を追加しております。

歳入については、繰入金に財政調整基金繰入金836万円を追加しております。

ご提案をいたしております議案は以上でございますけれども、ご審議の節は担当課長に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第48号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第48号のご説明をいたします。

議案第48号、工事請負契約の締結について。安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア人工芝整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものです。

平成30年11月19日提出、町長名でございます。

1、契約の目的。安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア人工芝整備工事。

2、場所。上益城郡甲佐町大字有安地内。

3、契約金額。2億3,112万円。

4、契約の相手方。上益城郡甲佐町大字下横田1598番地、有限会社緑川工業、代表取締役柿本吉範。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由については省略させていただきます。

説明につきましては、資料にて説明をさせていただきます。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。資料2が、今回の工事の全体計画平面図です。赤い部

分のサッカーエリア2が今回、人工芝コートが今回の対象工事区域となります。

今回の工事箇所につきましては、国土交通省のかわまちづくり支援事業の中で、国のほうで高水敷の整地、護岸整備、管理用通路などの整備をさせていただいております。国で整備された上に、サッカーコート2面をつくりますが、一つの天然芝のコートは日本サッカー協会が施工がされます。

今回対象の工事については、町で施工する人工芝のサッカーコートになります。

工事概要は、サッカー用人工芝8,214平米を施工いたします。

資料の右側に、人工芝の断面図とイメージの写真を載せております。人工芝の下にアスファルト舗装の5センチを施工いたします。それと、路盤工15センチを施工いたします。人工芝の周りには、地先境界ブロックといたしまして、370.4メートルのブロックを設置いたします。

工事の概要については以上となります。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事竣工の前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。この人工芝というのは大体、耐用年数はどれぐらいもてるものですかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の人工芝につきましてはまだ、対象となる人工芝のメーカーで各6者っております。それぞれに耐用年数も若干年数が違ってくると思いますので、詳細には今のところ何年ということはずいぶん、耐用年数としては、ちょっと申し上げられないようなことになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。もしもそれが耐用年数が来て、張り替えというような状態になった場合ですね、また再度、またこれだけのこの人工芝を剥いで、また新しいのを取りつけるということになるかと思えますけれども、その場合もある程度の莫大な金額がかかることと思えますけれども、その点は全然まだ考えてられないということでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 人工芝を張り替える時期が来たならばですね、そこを使用いたしますので、当然張り替えるようなことは考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。ただいま5番議員のほうもですね、人工芝の張り替えの時期についてお聞きなられたんですが、サッカーエリアの日本サッカー連盟ですかね、から寄贈いただきます天然芝のほうはですね、約3,000万程度の工事金額ということで、人工芝は2億3,000万かかるわけなんですけども、その人工芝を選定された理由を教えてくださいたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 人工芝と天然芝ということで、かわまちづくり協議会の中で2面設置するということに決定しております。

まず人工芝に関しましては、全天候型ということで使用頻度に関しましては回数が多いと。天然芝につきましては、養生期間等があるというところで、常に使えるという状況じゃないという留意点もございました。

その中でですね、人工芝と天然芝、設置時には人工芝のほうがコスト高になりますが、その後の維持管理面でいきますと、張り替え等もございませうけれども、日々の維持管理費に関しましては天然芝のほうがコスト高になるということで、比較したところ、おおむね人工芝、天然芝、設置後のコストを比較したところですね、あまり変わりがないというところで、一番使いやすい天然芝を優先的にかわまちづくりのほうでは検討がなされていたところがございます。

以上でございます。

すみません、人工芝のほうが今後の維持管理にはコストがかからない、また、使用頻度的にも雨天時でも使えるというところで協議がなされていたところがございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） ありがとうございます。金額がですね、かなりの差があるもので、どうして天然芝と人工芝をされるのかと疑問に思われる方もいらっしゃると思ったのでお聞きしました。

また、こちらの河川敷にですね、サッカーエリア、今後野球エリアもつくるんですが、

人工芝、これはもう水に浸かってもというか、大雨が来て河川が洪水になって浸かってもまあ大丈夫なような仕様の芝になっているのでしょうか。そのあたりをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回使用します人工芝につきましては、これまでもです、冠水した事例あたりがよその人工芝であっておりますが、そういったことにも耐え得る人工芝で、冠水の状況によってもです、違いがあるかと思いますが、ただの冠水だけではそんなに流されることはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 確認をさせてください。このサッカーエリア人工芝、この赤で塗ってある分だけの入札額が2億3,100万ということですよ。それと、この、じゃあ天然芝、これについては今後また入札をするということですかね。その天然芝についてはです、サッカー協会のほうが3,000万か3,000数百万か知らんけど、その分は寄附されるということは聞いてったけど。この要するに左側、赤で塗ってないほうについては、また今後、町が入札をするっていうことですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほど説明いたしました、天然芝につきましては、日本サッカー協会のほうで入札、契約がなされまして、請負会社が日本道路ということを知っております。契約額の詳細については、ちょっとわかりませんが、3,000万ちょっとで契約がなされて、施工については日本サッカー協会が発注されております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） いやいや、だからですよ、この天然芝はです、この隣のね、人工芝と比べて、3,000数百万でこの天然芝の部分はでくるわけですか。まあそのくらいでもう大丈夫なんですね。

それとですね、私が一番心配したのはですね、今後かわまちが完成した後はですね、本当に町の賑わいにもつながるわけですよ。だから、一日も早くですね、やっぱり予定どおり完成していただきたいのです、やはり関係機関あたりとのですね、調整、これは十分やっていたかんとですね、工事がストップしたりしたらですね、やっぱり大変なことになるからですね。その点は大丈夫ですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 関係機関、特にですね、緑川漁協組合のほうには先週です、入札が終わった段階です、説明に行きました。今度また理事会を開いていただいてですね、全体の計画等を各請負者のですね、連携した計画をですね、説明するように理事会を開いてもらいますよう依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） やっていただいて、やっぱり予定どおり完成することを願うわけですよ。そういうことですね、そういう漁協が出てきましたけど、まあ、いろいろ関係機関はあると思います。そういうところに行ってもですね、やっぱり説明するときは自信を持ってですね、説明していただくようお願いしておきます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。先ほどですね、冠水の話が出ましたが、このエリアは河川敷ですので、冠水した場合にはですね、その程度にもよりますが、被害がですね、大きく及ぶおそれもあると思うんですが、そういう冠水を防ぐための施設といたしますか、そういうのは準備をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 冠水を防ぐ施設ということではありませんけれども、護岸の上にはですね、護岸とサッカーエリアの間にはですね、管理用の通路、小規模な堤防をですね、つくりまして、段差をつけてですね、冠水しにくいような整備を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） その堤防の高さはどのぐらいですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 約80センチ程度です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今回の2億3,112万円の財源については。説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） この安津橋の上流のグラウンド整備につきましては、社会資本整備交付金という形で予算をいただいております。事業費に対しまして2分の1が社会資本整備交付金の補助費になります。また、補助残額につきましては、起債といたしまして過疎債を活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに議案第48号について質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第48号、工事請負契約の締結についてでございますが、さまざまな質問をいたしましたけれども、反対の立場からの質問ではございません。今後ですね、この工事、安津橋総合運動公園（仮称）の早期の完成によりですね、甲佐町のこの復興のシンボルというふうに位置づけていただければ幸いではないかと思ひまして、本件に関しては賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第48号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案のあった軽微な変更については専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第49号について説明いたします。

議案第49号、工事請負契約の締結について。安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア付帯施設工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものです。

平成30年11月19日提出、町長名でございます。

1、契約の目的。安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア付帯施設工事。

2、場所。上益城郡甲佐町大字有安地内。

3、契約金額。6,231万6,000円。

4、契約の相手方。上益城郡甲佐町大字糸田1353番地1、株式会社清甲、代表取締役奥名貴一。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由については、省略させていただきます。

説明については、資料にて説明をさせていただきます。

説明資料1には、仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。資料2が今回の工事の全体計画平面図です。赤い部分のサッカーエリア1とサッカーエリア2が今回の対象工事区域となります。

図面下段には、詳細図と各施設の断面図を載せております。

今回の工事につきましては、先ほど説明いたしました天然芝と人工芝のサッカーコートの外周に付帯施設として防球ネットを取りつけます。サッカーエリアの駐車場側と河川側

の面に高さ4メートルの防球ネットを276メートル、支柱間が4メートルで、70本の支柱基礎の設置をいたします。

また、サッカーエリアの外周に側溝を570.8メートル設置をいたします。

人工芝と防球ネットの間に管理用通路として、幅3メートルのアスファルト舗装を923平米施工いたします。

工事の概要については以上でございます。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事竣工の前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番です。この付帯施設工事ですけども、人工芝とこれはもう工期が一緒になってるんですけども、それからですね、天然芝、JFAの施工ということでございますけれども、これも同時進行になるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 人工芝、天然芝、それと工事周辺の施設工事が同時進行になります。密なですね、工事連絡調整を行ってですね、施工のほうは進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。もう一点です。周りに防球ネットということでございます。ここまで大雨の場合は水が上がってくることはあまりないかと思っておりますけども、万が一、上がってきた場合に、この防球ネットはそのときはどのような対応をされる予定ですかね。下げるとか、どがんか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらはですね、国交省の河川敷を占用して使用いたしますので、その場合ですね、冠水しようとしたときには施設の撤去計画を作成しております。その中で、防球ネットの支柱についてはですね、1メートル付近から転倒式になっております。それでネットはですね、取り外すような計画を立てて対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。49号、工事請負契約の締結について、何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番。議案第49号、工事請負契約の締結について、これにつきましては、今5番議員からのほうからも質問ありましたけれども、大雨による洪水状況のときもネットの転倒式等で対応するというような答弁がっております。いろんなことを考えておられると思いますが、同時進行ですので連絡調整をしっかりとっていただき、工事完成を目指していただくということをお願いしまして、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第49号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案のあった軽微な変更については専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第50号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。

議案第50号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）でございます。

1ページ目をお願いいたします。

平成30年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,134万9,000円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

平成30年11月19日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款18繰入金に836万円を追加し、2億3,621万3,000円としております。

1の基金繰入金です。歳入合計補正前の額82億5,298万9,000円に836万円を追加し、82億6,134万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款2総務費に500万円を追加し、9億1,645万円としております。2の徴税费です。

款6商工費に336万円を追加し、1億143万9,000円としております。1の商工費です。

歳出合計補正前の額82億5,298万9,000円に836万円を追加し、82億6,134万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。第2表、繰越明許費です。

款6商工費項1商工費、事業名やな場厨房修繕事業、金額336万円です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。

最初に、7ページの歳入、8ページの歳出について、質疑をお願いします。7ページ、繰入金、8ページ、総務費、商工費についてを、何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。8ページでございます。やな場ですね、この工事が336万円ということになっておりますが、まだ原因がはっきり、ぼやのほうで、あんまりはつきりわからないということでしたが、わかったでしょうか、この原因ていうのは。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今回、やな場修繕工事という形で予算を計上させていただいております。この修繕につきましては、9月25日14時15分ごろ発生した火災に伴う修繕工事となっております。

で、火災の原因につきましては、上益城消防署のほうで作成されます火災調査書、その中に火災原因判定書というものがつけられるということです。これにつきましては、消防署のほうで作成され、決裁が終わられているということで、内容についてお聞きしたところですね、情報開示請求の手続が必要ということでしたので、今、上益城消防署に関しましては情報開示請求をいたしております。で、開示請求の結果がまだ届いておりませんが、もうしばらくしたら届くかと思えます。その中ではっきりした火災原因がわかるかと考えております。

以上でございます。

○5番（福田謙二君） 5番。原因がはっきりわかった時点で、その壁側ですかね、その施工方法もその原因によって変わってくるかとも思いますが、もうこれは、もう施工方法としてはもうちゃんと考えておられるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今回の修繕につきましては、上益城消防署と打ち合わせをしながらですね、火災が発生しないような形でということで設計をいたしております。

今回の火災につきましては、壁内、壁の中の木材が炭化をしておりました。その原因については、まだ報告書が出ておりませんのではっきりしたことはわかりませんが、

そういったことが起きないようにですね、今回につきましては焼き場の前の間柱というんですか、柱に関しましては鉄骨柱に変えると。あと、通常、木の胴縁に防火壁を張って、ステンレスを張るとというのが通常ですけれども、今回は鉄骨柱に防火板を張って、全部ステンレスで覆うという形で、中にですね、火が入らない、また、熱もこもらないためにですね、今回は上の換気扇に関しても新たに換気扇を取り替え、また、厨房の中の空気の流れ、密閉した状態で換気扇を回してもなかなか熱が外に出ないということでしたので、換気も、入ってくる空気、出ていく空気、換気する分というふうに、今回新たに修繕をしようとしております。

内容については、上益城消防署のほうと打ち合わせをしながら、このような形でオーケーというところでいただいておりますので、そのような形で修繕をさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番。この財源は一般財源をされておりますが、火災ということで火災保険の適用とか、そういったものはなかったんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 町の施設につきましては、総合賠償保険の火災保険のほうに加入をしております。

今回、火災保険の対象になるということで考えておりますが、実際工事をやりまして、その後、その実績に基づいて申請をするというふうになっておりますので、今回は、当面はですね、一般財源のほうで財源に充てたいと。で、実際、保険がおりましたら、そちらのほうに振替をしたいということで考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番。今ですね、説明等ございましたけども、まだ原因が町には上がってきていないということですけども、普通、その調査をされて原因がわかっから工事をされるのが妥当かなと思いますけども、三百何十万ですかね、この金額じゃ、おそらく今後はまだ上乘せに出てくる可能性もあると思いますけども、これ、町側としては、この原因がわかった範囲で360万円として、工事金額を三百何十万かですね、出されると思っておりますけども、その火の箇所だけじゃなくて、火の回りの厨房だけじゃなくて、あそこかなり建物自体もですね、もう経過しておるとも思いますけども、電気等ですね。配線とかそういうとも確認されてですね、厨房自体、火の回りだけじゃなくて、中も確認された方がいいと思いますけど、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まだ正式な原因がわからない中での予算計上となっておりますが、これにつきましてはですね、まず当初、上益城消防署のほうにお願いしてで

すね、早急な復旧が必要ということで、正式な文書が出ておりませんが、その中で今回やな場の火災の原因と考えられる部分の手当という形です、設計のほうは密に上益城消防署のほうと打ち合わせをさせていただいております。

電気設備に関しましてもですね、消防施設及びその点検のほうはいたしまして、消防署のほうに報告をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 消防署と確認をされているということですが、この金額を計上されたのは、どこに頼まれて、その見積もりとか何かとられて、計上されとるわけですかね。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） まず9月に火災が発生いたしまして、本来10月末、11月まで通常やな場の営業をなされます。町といたしましては一刻も早い復旧をして、営業再開に向けて、発災後すぐ動いております。

で、今回につきましては、この設計につきましては、平成14年度、平成15年にやな場の厨房の新築工事を行っております。で、その中の設計段階において、当時設計していただいたコンサルのほうに全てのデータを持っておられるということで、早急にですね、火災発生後、この改修工事の設計に関しましては、既決予算の委託費を活用させていただきまして業者と契約をして、実際設計をさせていただいているところでございます。

内容についても、先ほど説明しましたとおり、一応設計図、設計図書及び積算書のほうも成果品としていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから地域振興課長のほうで説明しておりますけれども、着火した原因については今、消防署のほうでも今その原因を今調べられておられるということでもありますけれども、その火元、それから柱が炭化したというのは、これ、もう現実的なお話でありますので、その辺の再発防止をやらなきゃならんということでの今回の予算計上でありますし、その点についての消防署のご指導をいただきながら今回の設計を行った上での再発防止の工事をやりたいということでございますので、その辺どうかご理解のほどよろしく願います。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、町長の答弁も再発防止ということでありますけども、今の地域振興課長のほうによりますと、その設計書、図面等はあるということですけども、出してもろうていいですかね。今現状。その設計書とか設計図とかですね。どこがどうか全然わかりませんけども。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。資料配付のため、しばらくお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長（緒方哲哉君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。今、図面等をいただきましたけども、これ、どこがどうなっているか、ちょっと説明していただいていいですか。

○議長（緒方哲哉君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは今、お手元に配付いたしました図面により説明させていただきます。

まず1枚目に、立面図と平面図があるかと思えますけれども、真ん中ほどに平面図100分の1と書いてあるところに、丸で③④とか番号を書いてあるかと思えます。③④の間がですね、アユを炭で焼かれる部分です。実際、火災として、中が炭化して炭のようになっていた状態のところがですね、③と④の間、約1間ほどですけども、その中の柱及び木の胴縁といいますか、その部分が炭化して火が上がっていたということになっております。

今回は、原因につきましては先ほどのとおりですけども、消防署のほうでこのような炭化が起こらない予防の方法っていいですか、炭化が起こらない方法といたしまして指導を仰いだ中でですね、先ほど説明しました間柱を鉄骨に変え、木の胴縁を使わず直接防火壁、防火板を張り、全てをステンレス板で覆うという形にさせていただいております。

で、今回出火しましたのが、③と④の間の炭火部分ですけども、その隣の④と⑤につきましてもですね、これは炭で調理される部分じゃなく、コンロ部分になりますけれども、その部分をあわせてですね、先ほど言いましたとおり、防火壁とステンレスで全て覆ってしまうという形で修繕をしたいと考えております。

次のページをお願いします。次のページの左側が立面図になりますけれども、まず熱をこもらせないために、真ん前に炭で焼く移動式炭焼きコンロというのがあるかと思えますけれども、その上のフードに関しましては、これは換気扇、換気用のフードですけども、この幅を広げさせていただいて、熱を換気扇のほうに導くような形でさせていただいております。

で、今回、1ページで見ていただきますと、すみません、1ページと次のページ、3ページの立面図を見ていただきますと、1ページのほうでは③と④のほうに窓がない状態に、

改修後は窓がないような状態になっております。で、3枚目につきましては、改修前の図面ですけども、修繕する前には窓がありました。今回、極力ですね、窓をつけると木の枠とか、そういったところでまた熱が入りやすいという消防署の指導がありましたので、今回、もともとあった窓を全て潰して壁にし、アルミ板で全てを覆うという形で修繕をさせていただくという形で予算を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。この図面を見た限りですね、今後の予防という説明ですけども、もともとこのコンサルタントですか、設計任せてですね、これ、設計ミスですね、もともとが、これは。火の回りを材木を使ったりですね、しておられると。で、窓を潰してアルミとかそういうとに変えられるということですけども、まあ、ここだけで今後大丈夫なのかですね。もう少し中を詰めて、また予算も大幅にアップするんじゃないかかと思えますけれども、それを含めてですね、いろいろされたほうがいいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっと私も感じたんだけど、このコンサル、設計事務所さん、今回のことについてですよ、何か私もそう思ったんだけど、設計ミスとは言わんけど、そういう配慮が足らなかったんじゃないかなという思いがあつとやけど、そういうのはやっぱり予測できなかったのかな。その時点では、予測できなかったちゅうこと。炭化することとは、数年かけて炭化したわけでしょう。ね、中に木材が入ったちゅうことで。当然それは考えておくべきことじゃなかったのかなという私の考えだけど、その辺について、ここに意見求められましたか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 一番最初にここ設計されたときのレイアウトがどうだったのかというのをまず、ちょっとそれを調査してみないと、それが適合するような内容であったのかどうかについてはなかなかお答えができないのかなと思いますので、その辺はちょっと持ち帰って調べてはみたいと思います。

いずれにしても再発することのないような手立てについては、先ほどからいろんなご心配のお声も聞いておりますので、その辺はちょっと設計事務所等とも話をさせていただきながら協議はしてみたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 是非、起こってしまったことだからどうこうちゅうことないけども、やっぱりそういうところも。それともう一つ確認してほしいんですけど、保険云々ということあったけど、それにもこの消防署さんの原因が、原因次第で保険が出るか出らん

かというような問題になると思うけども、保険屋さんは原因がわからなくても出る保険だったの。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 一応火災保険ということで加入をしておりますので、火災が起きたということで保険金は支払われるものと思われまして。ただし、その原因がですね、過失とかそういうものになれば、そこは保険が支払われないということにもなる可能性はあるとは思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） だから、今言うように、予測ができなくてそうなったのかという、こういうところが出てくるわけよね。そうなってくると、そういうつくりをしたんだよということで、そうなったんですよということで。どこが結局、その業者さんも過失があるのか、もともとそういうつくりだったのか、その辺で非常に大きく変わってくるものだから、その原因がわからん、原因がわからんちゅうことで、結局全てにその原因にかかってくるんじゃないかなと思うから、是非その消防署さんの見解がわかった時点でね、やっぱり知らせて。議員さん全員そう思っておられるだろうから、わかり次第、こういうことだったんですよというのはちゃんと説明してあげるようにしてください。それだけです。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） それでは最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。

本予算全部について、何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第50号、平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）がありますが、今回836万円を追加されております。中身を見てみますと、やな場の改修費用、それと徴収に関する委託料が含まれておりますけども、そういう予算でありますんで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第50号「平成30年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 平成30年第2回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件について、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき誠にありがとうございました。

本日ご議決いただきました各工事につきましては、早期完成に向け取り組んでまいります。

また、平成30年度一般会計補正予算の執行につきましても、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります所存でございます。

今後とも町政発展のために特段のご協力とご指導をいただきますよう、心からお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） 本日の可決の案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますことを念じ、これをもって平成30年第2回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

平 成 3 0 年 第 2 回 臨 時 会

平 成 3 0 年 1 1 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広

作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4
電 話 (096) 234-1198